

改正案	現行
<p>（適格機関投資家の範囲）</p> <p>第四条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者（以下この条において「適格機関投資家」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第十四号の二まで、第十六号、第十八号、第二十号、第二十二号の二及び第二十二号から第二十四号までに掲げる者については金融庁長官が指定する者を除き、第十五号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。</p> <p>一～十五（略）</p> <p>十六 令第一条の九第四号に掲げる者（法第六十五条の二第一項の規定により登録を受けたものに限る。）</p> <p>十七～二十四（略）</p> <p>二十五～二十七（略）</p> <p>（有価証券の譲渡に関する制限等）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 令第一条の七第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。</p>	<p>（適格機関投資家の範囲）</p> <p>第四条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者（以下この条において「適格機関投資家」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第十四号の二まで、第十六号、第十八号、第二十号、第二十二号の二及び第二十二号から第二十四号までに掲げる者については金融庁長官が指定する者を除き、第十五号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。</p> <p>一～十五（略）</p> <p>十六 令第一条の九第五号に掲げる者（法第六十五条の二第一項の規定により登録を受けたものに限る。）</p> <p>十七～二十四（略）</p> <p>二十五～二十七（略）</p> <p>（有価証券の譲渡に関する制限等）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 令第一条の七第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。</p>

一〇五（略）

六 特定目的信託の受益証券（振替特定目的信託受益権に係るものを除く。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの 第四号に定める要件に該当する場合

六の二〇九（略）

一〇五（略）

六 特定目的信託の受益証券（振替特定目的信託受益権に係るものを除く。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの 第三号に定める要件に該当する場合

六の二〇九（略）